

議案第 23 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の公布に伴い、君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 5 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



## 専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第5号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 君津市条例第 19 号

### 君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附則第 18 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改める。

附則第 19 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 20 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 21 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 22 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の君津市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 15 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

君津市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>1 3～1 4 省略</p> <p>1 5 法附則第1 5条第1項、<u>第9項、第1 3項から第1 7項まで、第1 9項、第2 0項、第2 4項、第2 7項、第3 1項から第3 5項まで、第3 8項、第3 9項、第4 3項若しくは第4 6項</u>、第1 5条の2第2項、第1 5条の3又は第6 3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第3 3項又は附則第1 5条から第1 5条の3まで若しくは第6 3条」とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第1 4項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 8 法附則第1 5条第1 4項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成1 4年法律第2 2号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第1 5条第1 4項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 2項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 9 法附則第1 5条第3 2項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 3項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 0 法附則第1 5条第3 3項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 8項</u>の条例で定める割合)</p>	<p>附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>1 3～1 4 省略</p> <p>1 5 法附則第1 5条第1項、<u>第1 0項、第1 4項から第1 8項まで、第2 0項、第2 1項、第2 5項、第2 8項、第3 2項から第3 6項まで、第3 9項、第4 0項若しくは第4 4項</u>、第1 5条の2第2項、第1 5条の3又は第6 3条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第3 3項」とあるのは「若しくは第3 3項又は附則第1 5条から第1 5条の3まで若しくは第6 3条」とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第1 5項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 8 法附則第1 5条第1 5項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成1 4年法律第2 2号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第1 5条第1 5項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 3項</u>の条例で定める割合)</p> <p>1 9 法附則第1 5条第3 3項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 4項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 0 法附則第1 5条第3 4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(<u>法附則第1 5条第3 9項</u>の条例で定める割合)</p>

2 1 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

2 2 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

2 1 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

2 2 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。